◎新潟県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成31年２月26日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　路　線　名　　県道　　五十島停車場線

２　供用開始の区間

東蒲原郡阿賀町五十島字上村690番２から同郡同町五十島字杉ノ平954番２まで

３　供用開始の期日　　平成31年２月26日